

(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年分

※該当箇所は ☒ すること

(年 月 日開催分)

(ふりがな)
1 政治団体の名称

けいけんみんしやうけんたうよんそしふ
立憲民主党 熊本県第4区総支部

2 主たる事務所の所在地

熊本県人吉市上青井町147-2

3 代表者の氏名

笹本 由紀子

4 会計責任者の氏名

松本 佳久

事務担当者の氏名

笹本 由紀子

(電話) 080 - 1359 - 8659

(電話) - -

政治団体の区分

☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内
---------------------------------------	---

資金管理団体の指定の有無

☐ 有
☒ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

笹本 由紀子

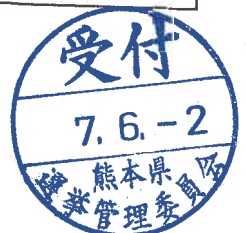
衆議院議員の候補者等

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで



収 支 の 状 況

[illegible]

(1) 個人の負担する党費又は会費																					
金 額 -----												十億			百万			十			円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----																				人	

[illegible]

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称		年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	立憲民主党本部	900,000	R6/1/19	東京都千代田区永田町1-11-1	
2	立憲民主党本部	112,000	R6/2/29	東京都千代田区永田町1-11-1	
3	立憲民主党本部	900,000	R6/3/29	東京都千代田区永田町1-11-1	
4	立憲民主党本部	900,000	R6/7/10	東京都千代田区永田町1-11-1	
5	立憲民主党本部	2,500,000	R6/9/26	東京都千代田区永田町1-11-1	
6	立憲民主党本部	600,000	R6/9/27	東京都千代田区永田町1-11-1	
7	立憲民主党本部	102,000	R6/10/7	東京都千代田区永田町1-11-1	
8	立憲民主党本部	2,500,000	R6/10/7	東京都千代田区永田町1-11-1	
9					
10					
11					
12					
13					
11					
12					
合 計		8,514,000			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目				金 額								備 考
1	経 常	経 費			十億		百万		千		円	
(1)	人 件	費					248	000	0			
(2)	光 熱 水	費									0	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品	費					103	797	0			
(4)	事 務 所	費					92	915	3			
小 計							444	712	3			
2	政 治 活 動	費										
(1)	組 織 活 動	費					139	883	0			
(2)	選 挙 関 係	費									0	
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費						231	328	7	ア～エの計		
	ア 機関紙誌の発行事業費										0	
	イ 宣 伝 事 業 費						231	328	7			
	ウ 政治資金パーティー開催事業費										0	
	エ そ の 他 の 事 業 費										0	
(4)	調 査 研 究	費					354	76	0			
(5)	寄 附 ・ 交 付 金										0	
(6)	そ の 他 の 経 費										0	
小 計							406	687	7			
合 計							851	400	0			

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項 目 別 区 分			(3. 備品消耗品費)			
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日			支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
			十億		百万		十	千	円							
名刺印刷						5	5	0	0	0	R6	10	10	(有) ハチスタ	八代市黄金町5-1-202	
インク代						6	1	7	1	0	6	11	11	オカモト	人吉市 鶴田町 15	
DVD録画機						5	2	0	0	0	6	11	17	九州ケーズデンキ	鹿児島県鹿児島市東開町	4-12
インク代						6	1	7	1	0	6	11	19	オカモト	人吉市 鶴田町 15	
インク代						1	9	7	9	0	6	12	4	九州ケーズデンキ	鹿児島県鹿児島市東開町	4-12
電話機						2	0	3	7	7	6	12	4	〃	〃	
ｽｰﾌﾞ						1	7	0	0	0	6	12	4	〃	〃	
この頁の小計						2	8	7	5	8	7					
その他の支出						7	5	0	3	8	3					
合 計						1	0	3	7	9	7	0				

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる 事務所の所在地)	備 考
1	賃貸料	30,000	R6/1/15	永見明子	熊本県人吉市紺屋町80-2	
2	賃貸料	30,000	R6/2/15	永見明子	熊本県人吉市紺屋町80-2	
3	賃貸料	30,000	R6/3/15	永見明子	熊本県人吉市紺屋町80-2	
4	賃貸料	30,000	R6/4/15	永見明子	熊本県人吉市紺屋町80-2	
5	賃貸料	30,000	R6/5/15	永見明子	熊本県人吉市紺屋町80-2	
6	賃貸料	30,000	R6/6/15	永見明子	熊本県人吉市紺屋町80-2	
7	賃貸料	30,000	R6/7/15	永見明子	熊本県人吉市紺屋町80-2	
8	賃貸料	30,000	R6/8/15	永見明子	熊本県人吉市紺屋町80-2	
9	賃貸料	30,000	R6/9/15	永見明子	熊本県人吉市紺屋町80-2	
10	賃貸料	30,000	R6/10/15	永見明子	熊本県人吉市紺屋町80-2	
11	賃貸料	30,000	R6/11/15	永見明子	熊本県人吉市紺屋町80-2	
12	賃貸料	30,000	R6/12/15	永見明子	熊本県人吉市紺屋町80-2	
この頁の小計		360,000				

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
13	賃借料	30,000	R6/1/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	1月分
14	賃借料	40,000	R6/3/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	2月分
15	賃借料	30,000	R6/4/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	3月分
16	賃借料	30,000	R6/5/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	4月分
17	賃借料	30,000	R6/6/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	5月分
18	賃借料	30,000	R6/7/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	6月分
19	賃借料	30,000	R6/8/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	7月分
20	賃借料	30,000	R6/9/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	8月分
21	賃借料	30,000	R6/10/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	9月分
22	賃借料	30,000	R6/11/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	10月分
23	賃借料	20,000	R6/12/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	12月分
24	賃借料	30,000	R6/12/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	11月分
この頁の小計		360,000				

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
25	政治資金監査報酬	33,000	R6/5/31	岡本良介	熊本県熊本市北区徳王1-7-15-105	
この頁の小計		33,000				
その他の支出		176,153				
合 計		929,153				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項 目 別 区 分			(組織活動費)				
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は名称)	備考				
			十億			百万			十	円							
旅費交通費							3	6	0	1	0	6	12	24	日本航空(株)	東京都品川区品川2-4-11	
旅費交通費							6	6	0	4	0	6	8	7	(株)ソラシエア	宮崎県大宮町江里港ビル2F	
																宮崎	

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる 事務所の所在地)	備考
1	看板・のぼり管理	48,000	R6/1/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	
2	看板・のぼり管理	48,000	R6/2/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	
3	看板・のぼり管理	48,000	R6/3/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	
4	看板・のぼり管理	48,000	R6/4/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	
5	看板・のぼり管理	48,000	R6/5/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	
6	看板・のぼり管理	48,000	R6/6/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	
7	看板・のぼり管理	48,000	R6/7/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	
8	看板・のぼり管理	48,000	R6/8/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	
9	看板・のぼり管理	48,000	R6/9/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	
10	看板・のぼり管理	48,000	R6/10/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	
11	看板・のぼり管理	48,000	R6/11/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	
12	看板・のぼり管理	48,000	R6/12/15	武末歯科	熊本県人吉市上青井町147-2	
この頁の小計		576,000				

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる 事務所の所在地)	備考
13	レンタカー代	134,970	R6/1/22	(株)トヨタレンタリース熊本	熊本県熊本市東区御領 2-27-1	
14	レンタカー代	95,700	R6/2/21	(株)トヨタレンタリース熊本	熊本県熊本市東区御領 2-27-1	
15	レンタカー代	134,970	R6/3/1	(株)トヨタレンタリース熊本	熊本県熊本市東区御領 2-27-1	
16	レンタカー代	26,569	R6/4/21	(株)トヨタレンタリース熊本	熊本県熊本市東区御領 2-27-1	
17	レンタカー代	134,970	R6/4/30	(株)トヨタレンタリース熊本	熊本県熊本市東区御領 2-27-1	
18	レンタカー代	134,970	R6/5/31	(株)トヨタレンタリース熊本	熊本県熊本市東区御領 2-27-1	
19	レンタカー代	134,970	R6/6/30	(株)トヨタレンタリース熊本	熊本県熊本市東区御領 2-27-1	
20	レンタカー代	134,970	R6/8/1	(株)トヨタレンタリース熊本	熊本県熊本市東区御領 2-27-1	
21	レンタカー代	134,970	R6/8/31	(株)トヨタレンタリース熊本	熊本県熊本市東区御領 2-27-1	
22	レンタカー代	134,970	R6/10/5	(株)トヨタレンタリース熊本	熊本県熊本市東区御領 2-27-1	
23	レンタカー代	134,970	R6/11/30	(株)トヨタレンタリース熊本	熊本県熊本市東区御領 2-27-1	
24	スタッフユニフォーム	118,800	R6/11/1	オフセット (株)	熊本県熊本市南区日吉 2-2-32	
	この頁の小計	1,455,799				
	その他の支出	281,488				
	合 計	2,313,287				

(3)政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 調査研究費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる 事務所の所在地)	備 考
1	資料印刷	51,742	R6/11/16	宮本写真機店	熊本県人吉市紺屋町103	
2	調査委託	110,000	R6/11/26	飯田正剛法律事務所	東京都港区虎ノ門5-12-13-3F	
3	調査委託	20,000	R6/12/22	飯田正剛法律事務所	東京都港区虎ノ門5-12-13-3F	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
この頁の小計		181,742				
その他の支出		173,018				
合 計		354,760				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について□して下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 29 日

政治団体の名称

立憲民主党熊本県第4区総支部

会計責任者の氏名

松本 佳久

印

代表者の氏名（代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

印

（注） 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。

政治資金監査報告書

令和7年5月29日

立憲民主党熊本県第4区総支部

代表 笹本 由紀子 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第2460号

研修修了年月日 平成20年12月15日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党熊本県第4区総支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適性化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党熊本県第4区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党熊本県第4区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党熊本県第4区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上